

## 業務委託契約書（案）

件名 茨城工業高等専門学校学生寮給食業務、茨友会館食堂業務、茨友会館売店業務委託一式

委託者 独立行政法人国立高等専門学校機構 茨城工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 高橋利枝（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間において、上記の業務委託（以下「給食業務等」という。）について、次の条項により業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 乙は、別紙「学生寮給食業務委託実施細目」、「茨友会館食堂業務委託実施細目」、「茨友会館売店業務委託実施細目」に基づいて請負を行うほか、校長又は校長の指名する職員の指示に従うものとする。

第2条 乙は、給食業務等の実施にあたり、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令等を遵守し、教育機関における給食業務等であることを十分に認識し、その品位と秩序を乱すことのないよう配慮するものとする。

第3条 請負期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

第4条 甲は、乙に対し、本業務委託に伴ういかなる対価も支払わないものとする。

第5条 乙は、給食費を寮生の保護者及び当直者から乙の責任において直接徴収する。

第6条 給食業務等に要した電気料、水道料、電話料及びガス料等は、乙の負担とする。

第7条 甲は、給食業務等に必要な施設及び設備並びに備品（以下「施設等」という。）として、別に定める施設等は無償で乙に使用させるものとする。ただし、乙の自己の負担において施設等を使用したい場合は、甲の承認を得たうえで、使用するものとする。

第8条 乙は、善良なる管理者としての注意をもって施設等を使用しなければならない。

2 施設等の維持保全のため必要とする経費は甲の負担とする。ただし、軽微な費用はこの限りでない。

第9条 乙は、その責に帰すべき事由により施設等を滅失又はき損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

第10条 乙は、施設等を給食業務等以外に使用又は第三者に貸与してはならない。

2 乙は、自己の負担において、施設等の修繕又は模様替等をしようとするときは、甲の承認を得なければならない。

第 11 条 乙は、本契約による給食業務等を第三者に実施させてはならない。

第 12 条 乙は、その責に帰すべき事由により喫食した者に対して食中毒又は伝染病等の被害を与えた時は、被害者に対しその損害を賠償するものとする。また、業務履行が困難な場合は代行業者をもって履行するものとする。

第 13 条 乙は、地震災害等に備え、所要の非常食を確保しておかなければならない。

第 14 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しなかったとき又は正当な理由なく校長の指示に従わなかったときは、本契約を解除することができる。

第 15 条 甲又は乙が、自己の都合により、この契約を解除しようとするときは、3ヶ月前までに相手方に申し出、その同意を得なければならない。

第 16 条 乙は、この契約の履行にあたって知り得た発注者の業務上の秘密を請負期間であるとないつとに関わらず、外部に漏らしたり、または他の目的に利用してはならない。

第 17 条 個人情報の取り扱いについては別添の「個人情報取扱業務契約遵守事項」及び以下第 1 から第 7 を遵守するものとする。

(個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務)

第 1 乙は、当該契約による業務の処理に当たって、個人情報の管理を適正に実施するため、責任者を定め業務従事者を管理するための実施体制等を適正に整備しなければならない。

2 乙は、当該契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。当該契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 乙は、当該契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

4 乙は、業務従事者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。また、乙は当該契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

5 乙は、機構の指示がある場合を除き、当該契約による業務によって知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は機構の承諾無しに第三者に提供してはならない。

6 乙は、当該契約による業務により知り得た個人情報について、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 乙は、業務従事者に対し、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏洩防止対策を十分に講

じた上で運搬することその他の安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

8 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項)

第2 乙は、当該契約による業務の全部又は一部について第三者に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下、再委託先の第三者を単に「再委託先」という。）をしてはならない。ただし、乙が再委託先及び委託の範囲を機構に対して報告し、予め機構の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。保有個人情報の取扱いに係る業務を再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(個人情報の複製等の制限に関する事項)

第3 乙は、当該契約による業務を処理するために機構から引き渡された個人情報が記録された資料等を機構の承諾無しに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項)

第4 乙は、個人情報の漏洩、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに機構に報告し、機構の指示に従わなければならない。

(委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項)

第5 乙は、当該契約による業務を処理するために、機構から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、法令に特別の定めがある場合を除いて、当該契約による業務処理の完了後、直ちに機構に返還し、又は引き渡すものとし、機構の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。ただし、機構が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項)

第6 機構は、乙がその責めに帰すべき事由により、第2から第7に違反したときは、当該契約を解除することができる。

2 乙は、その責めに帰すべき事由により、当該契約による業務の処理に関し、機構又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により機構又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(特定個人情報の取扱い)

第7 乙は、特定個人情報の取扱いに係る業務に当たっては、特定個人情報に関する適正な取扱いのため、当該契約による業務の遂行にあたり、特定個人情報に関する管理責任者を定めるものと

する。

- 2 乙は、特定個人情報を取扱う従業員等の範囲を限定し、当該従業員等に対して必要かつ適切な監督及び教育をおこなうものとする。
- 3 乙は、特定個人情報の授受媒体、授受方法、授受記録の方法及び取扱い場所等を安全管理の観点から、書面により別途定めるものとする。
- 4 乙は、機構の書面による承諾なしに、前項に定める特定個人情報の取扱い場所から、特定個人情報を持ち出してはならないものとする。
- 5 機構は、乙における本契約の遵守状況を確認するために必要な限度において、乙に対する書面による事前の通知により、報告等を求めることができるものとする。この場合、乙は、事業の運営に支障が生ずるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

第 18 条 乙は、委託期間が満了したとき又は前 2 条の規定により、この契約が解除されたときは施設等を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

第 19 条 この契約について必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則によるものとする。

第 20 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

第 21 条 この契約において紛争が生じ、双方の協議により解決しないときの訴えの管轄は、茨城工業高等専門学校所在地を管轄区域とする水戸地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。

なお、この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

令和 7 年 月 日

甲 茨城市ひたちなか市中根 8 6 6  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
茨城工業高等専門学校  
契約担当役 事務部長 高橋 利枝

乙